

令和7年度 飯田市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施予定施設について

1 目的

飯田市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の設置認可を行うため、児童福祉法の規定に基づき、飯田市社会福祉協議会児童福祉分科会の意見を伺うもの。

2 事業実施予定施設一覧

(1) 余裕活用型

施設名	施設住所	施設種別	定員	対象児			利用時間等	休園日
				0歳児	1歳児	2歳児		
飯田中央保育園	中央通り2丁目9	保育所型 認定こども園	6人	○	○	○	月曜日～金曜日 9:00～16:00	土日祝日、8/13～16日、 12/29～1/3、園の行事日
育良保育園	北方130	保育所型 認定こども園	3人	○	○	○	月曜日～金曜日 9:00～15:00	土日祝日、夏季、年末年始、年度末・年度初め、園行事がある日
風越こども未来園	丸山町2丁目6728	幼保連携型 認定こども園	3人	○	○	○	月曜日～金曜日 9:00～16:00	土日祝日、夏休み、冬休み、春休みの自由登園日
羽場こども未来園	白山通り3丁目351-2	幼保連携型 認定こども園	3人	○	○	○	月曜日～金曜日 9:00～16:00	土日祝日、夏休み、冬休み、春休みの自由登園日
慈光幼稚園	伝馬町2丁目31	幼保連携型 認定こども園	1人	○	○	○	月曜日～金曜日 8:30～16:00	土日祝日、特別保育期間、行事のある日
飯田ルーテル幼稚園	仲ノ町1丁目7	幼保連携型 認定こども園	4人	—	○	○	月曜日～土曜日 9:00～15:00	日・祝日、12/28～1/4、 年度末休園（3/31）

(2) 一般型

施設名・申請者	施設住所	施設種別	定員	対象児			利用時間等	休園日
				0歳児	1歳児	2歳児		
親子であそぼ♪森っこ (一般社団法人 子どもの森ネットワーク)	丸山町4丁目 5500-1	地域子育て拠点支援事業所	3人	○	○	○	火曜日～金曜日 9:30～15:30	土曜日～月曜日、祝祭日、年末年始、夏季(8月6日～8月18日)

※その他に行っている事業： 地域子育て支援拠点（子育てつどいの広場、一時預かり事業）

【職員数】 7人

- ・保育士 4人（常勤3人、非常勤1人）
- ・看護師 1人（非常勤）
- ・研修修了者 2人（うち非常勤1人）

年齢	定員	配置基準
0歳児	1人	1 : 3
1歳児	1人	1 : 6
2歳児	1人	1 : 6

【施設】保育室・乳児室 50m²

区分	定員	種別	面積基準	利用乳幼児1人あたり面積
2歳児未満	0歳児 1人	乳児室・ほふく室	$3.3\text{ m}^2 \times 2\text{ 人} = 6.6\text{ m}^2$	16.6 m ²
	1歳児 1人			
2歳児以上	2歳児 1人	保育室	$1.98\text{ m}^2 \times 1\text{ 人} = 1.98\text{ m}^2$	

3 事業開始予定日

令和7年9月1日

4 令和7年9月1日事業開始に向けたスケジュール

こども誰でも通園制度（総合支援システム）を活用

		実施事業者	利用者
7月	情報入力	・開所日、時間日数、予約可能な枠の登録	・ID、パスワードの発行 ・基本情報の登録
8月	利用予約開始	・利用者から総合支援システムを通じて利用申込開始	・予約、キャンセル
9月	事業開始	・予約管理	・施設の利用

※「こども誰でも通園制度（総合支援システム）」

こども家庭庁においてシステム基盤を整備。全国の地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るもの。

- ・利用者の予約・キャンセル
- ・実施事業者の予約管理
- ・自治体の利用状況確認
- ・実施事業者から自治体への請求書発行

＜参考条文＞ ○ 児童福祉法（S22年12月12日法第164号）

第6条の3

第23項 この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第34条の15

第2項 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。

親子で あそぼ♪森っこ

